

【記入例】

要望書

要望番号	※未記入のこと	単位PTA名	美川中学校 育友会
区分	あてはまるものに○をつけてください。 ● 交通安全 ● 防犯 ● 防災		
新規・継続	あてはまるものに○をつけてください。継続の場合は継続要望番号を記入すること。 ● 新規 ● ※すべて新規をお願いします —)の継続		
要望場所	県道〇〇線 △△交差点		
要望事項	内容を具体的に記入してください。 押しボタン式信号機の設置		
要望理由状況	通勤時間帯の車の交通量が多く、なかなか横断できない		
要望場所町会長氏名	※横断歩道・信号機・街灯の設置等の場合のみ 印		
児童生徒のヒヤリハット事例	※事例がある場合のみ記入		
要望箇所を通学する児童生徒数		※必須事項 (○○) 人	
要望場所と要望事項の具体的位置の図示 ※横断歩道や信号機等の詳細な設置位置を記載			
※必須事項(場所が明確に分かれれば、イラスト等でも問題ありません) 			

安全対策要望事項について

1) 主な要望事項は次のとおりです。

【交通安全に関する要望・・・通学路のみ】

- ・道路、歩道の整備・改良
- ・防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポストコーン等）
- ・路面標示等の設置（外側線、グリーンベルト等）
***グリーンベルトの設置に関して、学校から半径 500m外に設置はできませんので、要望の際はお気を付けください。（白山市土木課よりの注意事項です）**
- ・ラインひき直し
- ・標識、看板の設置
- ・カーブミラーの設置
- ・横断歩道の設置（*町会長と相談の上、印必要）
- ・信号機の設置（　　〃　　）
- ・水路、側溝の有蓋化・改良など
- ・横断者注意喚起灯（*）（資料参照・通学児童、生徒数の記入必須）

【防犯・防災に関する要望・・・通学路に限らない】

- ・防犯カメラ設置⇒別紙「通学路等防犯カメラ設置の要望について」参照（*）
- ・街灯の設置⇒住宅地の街灯設置の場合は地元町内会にご相談のうえ、要望書を提出してください。（*）

・防災に関する事項⇒転倒物・落下物または転倒・落下の可能性のある個所（ブロック塀、自動販売機、看板、電柱、電線、空家、廃墟など）、亀裂・破損（道路、橋、歩道橋、トンネルなど）など

2) 各地区の交通安全協会へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】白山市役所 地域安全課 274-9537

*公民館が担当している地区もありますが、地域安全課が対応いたしますので、お問い合わせください。

- ・ストップマーク（パンダ）
- ・飛び出しほうや
- ・横断旗
- ・車啓発用マグネットシート（交通安全運転実施中）
- ・注意啓発看板 など

3) 学校を通じて直接対応してください。

- ・通学路の見直し
- ・児童生徒への安全教育
- ・所有者、管理者への改善依頼

*印は町会とご相談の上、印が必要です。

2025年6月7日

通学路等防犯カメラの設置の要望について

PTA等からの防犯カメラの要望を、通学路交通安全対策要望書に記載ください。要望のあったもの全てが設置できるものではありません。警察と相談し、計画的に設置していきたいと考えております。また、何年度に設置するかなどの回答はいたしません。

なお、設置する防犯カメラのタイプや設置する場所の考え方は、下記のとおりです。要望にあたっての参考としてください。

また、記載にあたっては、できるだけ具体的に記載をお願いします。

(例 ○○公園の北側市道)

記

1 設置する防犯カメラ SDカード記録型の防犯カメラ

※常時、監視するものではありません。センサーで作動し、映像を記録します。1~2週間程度の映像を記録し上書き保存します。
(ドーム型または筒形)

2 設置する場所の考え方

- ・通学路または小学生等が集まる場所の周辺
(例) 学校のほか児童施設(学童クラブ、児童館など)の周辺の道路、公園等の周辺の道路など
- ・人通り、民家等が少ない場所
- ・犯罪(連れ去り、いたずら等)の未然防止が目的です。

3 映像の管理

記録された映像は、警察からの照会時のみ提示します。

事務担当

白山市市民生活部

地域安全課

電話 274-9537

FAX 274-9535

令和6年5月

横断者注意喚起灯設置基準

下記の基準に該当する場合において、横断者注意喚起灯の設置を検討するものとする。

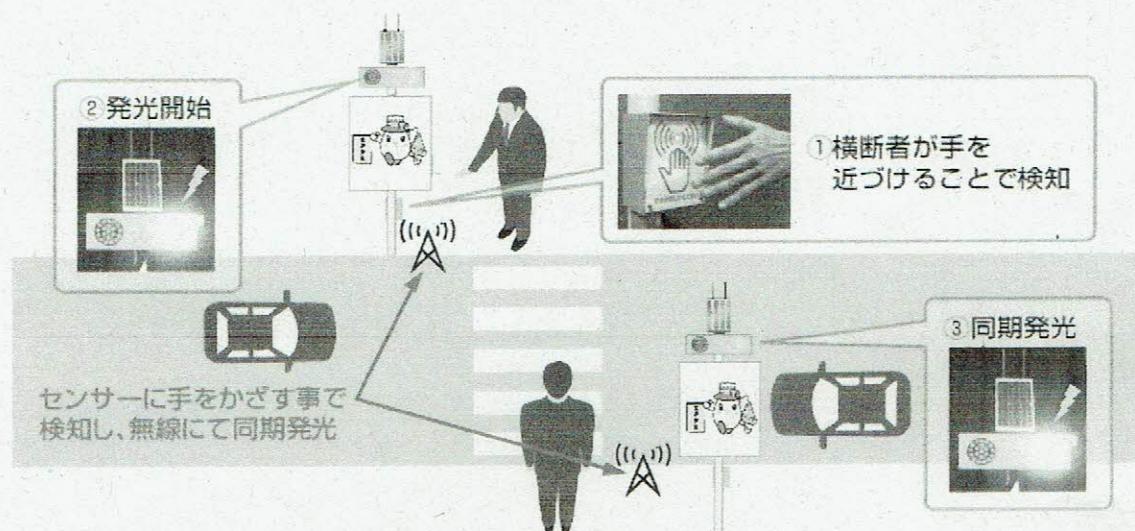
1. 信号機のない横断歩道上で設置が可能な道路構造であること。
(注意喚起灯が横断歩道の標識等に重なる場合、設置は困難)
2. 通学路であること。
3. 学校、PTA 及び町内会等からの要望書の提出があること。
4. 通学路安全点検において必要と判断された箇所であること。
5. 交通量及び小中学生の横断数が一定数見込めること。
6. 交通事故発生又は危険箇所であること。
7. 原則、横断歩道グリーン塗装済の箇所であること。

- ※ 設置箇所により、基準にあてはまらない場合有
- ※ 原則、单路での設置を想定。ただし、特に危険と認められる場合は十字路及び交差点等への設置を検討
- ※ 交通量及び小中学生の横断数は、現場にて調査を実施し、他の設置箇所と比較の上、設置を判断（具体的数値の基準は設けない。）

横断者注意喚起灯の利用方法

横断者注意喚起灯とは、押しボタン式信号機がない横断歩道での安全を確保することを目的とした装置です。

この装置はセンサーに手を近づけると、喚起灯が点滅し、車両に注意を喚起することで、横断歩行者の安全を確保するものです。



※看板はイメージ図

- ① 横断する際は、センサーに手をかざしてください。
- ② 左右を確認し、車両が停止したことを確認してから、手を挙げて横断しましょう。



新成一丁目地内